

芦都総第929号

平成26年2月28日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 長谷 基弘 様

芦屋市長 山中 健

定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成26年2月4日付け芦監報第16号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、都市建設部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【都市建設部 総務課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 地籍調査事業補助金申請事務において、「地籍調査に関する実施計画及び同作業規程の届出について」の起案文書が未決裁のままである。また、交付申請書の発送番号も誤って記載されていた。適正な事務をするよう改められたい。</p> <p>(2) 土地建物貸付収入については、用地貸借の決定により金額が確定しているにもかかわらず事後調定で処理している。用地貸借を決定した日付で調定するよう改められたい。</p> <p>(3) 移送保管自転車等売却における代金の納入は、芦屋市移送保管自転車等処分要綱第6条第1項の規定で「買受業者は前条によって当該自転車等を買受けた場合、当該代金を当日直ちに納入しなければならない。」とされているが、売買契約書では契約日の2～3日後を支払期日としているため要綱の規定と一致していない。要綱の規定どおり契約文を改められたい。</p>	<p>(1) 未決裁文書について、決裁処理は平成26年1月6日に決裁日を遡及して完了させました。</p> <p>また、交付申請書の発送番号は取り直して、県に送付済みの文書と差し替えました。</p> <p>(2) 金額が確定している平成25年度の未調定分について、平成26年1月15日にまとめて調定処理を行いました。なお、平成26年度以降は納付通知書発送に係る決裁完了後、速やかに確定した金額の調定を行います。</p> <p>(3) 移送保管自転車等売却における代金の納入について、平成25年12月20日より芦屋市移送保管自転車等処分要綱の規定どおり、売買契約書を改め、当日に納付するようにしました。</p>

監査結果報告に対する措置について

【 都市建設部 道路課 】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 道路占用料について、道路占用許可申請書を調査したところ、申請年月日が記入されていないもの、訂正箇所には訂正印がないものが散見されたので、申請書の受付に際しては申請者への指導を徹底されたい。また、調定調書及び領収済通知書については、概ね適正に処理されていたものの、数件の記載不備が見られたので注意されたい。</p> <p>(2) 官民境界協定等証明手数料、道路幅員証明手数料、道路台帳図発行手数料及び公共基準点成果資料発行手数料については、証明書の交付又は台帳図等の発行の際に道路課職員が手数料を収受して道路課出納員名で領収書を発行し、取りまとめた収納金を指定金融機関に納付しているものである。領収済通知書を調査したところ、申請者等を納入者として記載しているが、道路課出納員を納付者として記載するよう改められたい。また、現金の出納保管事務は、会計職員である出納員及び現金取扱員が行うべきものであるため、会計職員でない職員が行うことのないよう改められたい。なお、道路課で収納した手数料は、紛失等の事故を未然に防ぐため、収納した即日又は指定金融機関の翌営業日中に指定金融機関に納付するよう改められたい。</p>	<p>(1) 道路占用許可申請書について、平成26年1月22日より、申請年月日の記入漏れや訂正箇所の訂正印の押印漏れがないよう、申請者への指導を徹底するよう改めました。</p> <p>また、調定調書及び領収済通知書については、記載不備のないよう今後一層の注意を払います。</p> <p>(2) 平成26年1月22日より、道路課で収納した手数料を指定金融機関に納付する際の納付書については、道路課出納員を納付者として記載するよう改めました。</p> <p>現金の出納保管事務について、道路課職員全員が行えるよう、平成26年4月1日より現金取扱員を「あらかじめ指定する職員」から「道路課の職員」に改める予定です。</p> <p>また、収納した手数料は、平成26年1月23日より、収納した即日又は指定金融機関の翌営業日中に指定金融機関に納付するよう取扱いを改めました。</p>

監査結果報告に対する措置について

【 都市建設部 公園緑地課 】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>南緑地の駐車場使用料は、収納事務受託者が徴収及び収納事務を行っており、受託者は機械管理する駐車料金を1週間ごとに回収している。収納事務委託契約では、使用料を収納したときは、「翌月の10日までに集計し、金融機関に払い込まなければならない」とされているが、芦屋市財務会計規則第48条第3項の規定によると、原則として「即日又は翌営業日中」に公金機関に払い込まなければならないとされている。現契約では、受託者は最大1か月間にわたって使用料を保管することになり、事故の原因となりかねない。少なくとも駐車料金の回収に合わせて1週間ごとに金融機関へ払い込むよう、検討されたい。</p>	<p>芦屋市財務会計規則第48条第3項の規定による対応は難しいが、受託者が1週間ごとの料金回収に合わせて金融機関へ払い込むことは、可能であるため、次年度より委託契約を変更して対応します。</p>

監査結果報告に対する措置について

【 都市建設部 防災安全課 】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 「防災資機材等支援事業交付金」は平成25年8月20日に収入されて、同日付で調定をあげているが、交付金の決定は収入日以前に通知されているから、交付金決定の通知文書を収受した日付で調定するよう改められたい。</p> <p>(2) 文書管理において、補助金の通知文書に収受印の押印がなく収受供覧もしていないものがあった。文書収受は文書到達の確認行為であるから遺漏のないよう行われたい。</p> <p>また、収受文書をもとに供覧や起案をする場合、新たに文書番号を設定すべきところ収受番号のままとなっていたものも散見された。文書番号が重複することのないよう、「芦都防受第○号」を「芦都防第△号」に改められたい。</p>	<p>(1) 当該交付金の調定日は、今後、交付金決定の通知文書の収受日とするよう改めます。</p> <p>(2) 文書収受に際して、収受文書には収受印を押印し、収受文書番号を記載します。</p> <p>また、収受供覧や収受起案をする場合は、新たに文書番号を取り直すよう職員に周知徹底しました。</p>

監査結果報告に対する措置について

【 都市建設部 都市計画課 】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 屋外広告物許可申請手数料について調定調書を調査したところ、各月の収入合計金額で調定されていたが、各月の許可に係る手数料の合計金額で調定するよう改められたい。</p> <p>次に、領収済通知書を調査したところ、申請者の納入遅延により、前年度に発行した納入通知書による納入額が当年度の収入額として計上されたため、年度の記載を訂正している領収済通知書が見られた。このような納入の遅延が起きないように、適時に督促をされたい。</p> <p>(2) 都市計画証明手数料、地図代金及び都市計画図面プリント代金は、各種証明書又は地図等を交付する際に都市計画課職員が現金を收受して都市計画課出納員名で領収書を発行し、取りまとめた収納金を指定金融機関に納付しているものである。日々の現金収納額を集計した日計表を調査したところ、証明手数料の計上漏れが散見されたため、遺漏のないよう注意されたい。また、申請者に発行した領収書の控を調査したところ、概ね適正に作成されていたが、数件の記載不備が見られたので注意されたい。領収済通知書を調査したところ、申請者等を納入者として記載しているが、都市計画課出納員を納付者として記載するよう改められたい。なお、現金の出納保管事務は、会計職員である出納員及び現金取扱員が行うべきものであるため、会計職員でない職員が行うことのないよう改められたい。</p>	<p>(1) 屋外広告物許可申請手数料の調定については、各月の許可に係る手数料の合計金額で行うよう改めます。</p> <p>また、当該手数料の納入期限は、申請書受付日の翌日から1月を経過する日とし、納入期限までに納入がないときは、納入期限の翌日から1週間を経過する日に督促するよう改めます。</p> <p>(2) 日計表の記載について、計上漏れをなくするため、平成26年4月1日より日計表の様式を改め、証明手数料の記入欄を欄外のような扱いではなく、上段に設けて、地図の販売額との合計金額を記入するようにします。</p> <p>また、申請者に発行する領収書については、平成26年4月1日より分かりやすい様式に改め、記載不備のないよう注意します。</p> <p>都市計画課で収納した現金を指定金融機関に納付する際の納付書については、平成26年2月1日より都市計画課出納員を納付者として記載するよう改めました。</p> <p>現金の出納保管事務については、平成26年4月1日より現金取扱員を都市計画課の係長3名に改める予定です。</p>

監査結果報告に対する措置について

【 都市建設部 建築指導課 】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>簡易耐震診断推進事業負担金について、納入通知書を発行した後に調定しているが、芦屋市財務会計規則第29条第1項の規定では、調定した歳入について、納入通知書を送付しなければならないとされている。調定の日付と納入通知の日付が相前後することのないよう、改められたい。</p>	<p>簡易耐震診断推進事業負担金に係る調定について、納入通知書送付に係る起案文書の決裁日を調定日とするよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【 都市建設部 都市整備課 】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 土地区画整理事業清算金について、平成25年度の領収済通知書の綴りのなかに平成24年度及び平成26年度の領収済通知書が混在しており、収入時に年度を訂正しているものが散見された。これらは、納期限の過ぎた前年度の納付書で納付されたもの、あるいは次年度の納付書も交付したため、まとめて納付されたものである。地道な徴収業務に努められているものの、このような年度の訂正が起きないように、事務の改善を図られたい。</p> <p>(2) 芦屋駅北駐車場に関する駐車料金の徴収事務等を私人に委託しているが、芦屋市職務権限規程別表第1の規定により、徴収事務等を私人に委託する旨の決裁は企画課及び会計課の合議が必要とされているため、遺漏のないよう注意されたい。</p>	<p>(1) 土地区画整理事業清算金に係る納付書の交付について、当該年度の収入に計上される分の納付書を交付するよう改めます。</p> <p>(2) 徴収事務等委託の起案文書については、次年度より、芦屋市職務権限規程の規定に基づき、合議に遺漏がないよう回議します。</p>



監査結果報告に対する措置について

【 都市建設部 住宅課 】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 市営住宅等退去跡補修費入居者負担金など事後調定に係る収入について、調定がなされていないものが見受けられた。事後調定については、芦屋市財務会計規則第26条の規定により、会計管理者から収納の通知を受けた後、すみやかに調定することとされているので、遅滞なく調定されたい。</p> <p>(2) 雑入に係る領収済通知書を調査したところ、前年度の過払金の返納に係る領収済通知書が見られたが、当該返納に係る決裁文書が作成されていなかった。収入の根拠となる決裁文書は遺漏のないよう作成されたい。</p>	<p>(1) 事後調定に係る収入については、会計管理者から収納の通知を受けた後、速やかに調定を行います。</p> <p>(2) 収入の根拠となる決裁文書は必ず作成するとともに、過払金が生じないように努めます。</p>